国保だより

KOKUHODAYORI

退職者医療制度の対象年齢が変わります

現在、退職者医療制度は75歳未満の被保険者が対象となっていますが、平成20年４月から65歳未満に引き下げられます。

現在、退職被保険者に該当している65歳以上の方およびその被扶養になっている方は平成20年４月１日から一般の被保険者証に変更になります。

そのため、新しい被保険者証を３月下旬に郵送します。

また、高齢受給者に該当している方には新しい受給者証をあわせて郵送します。

高齢受給者の窓口負担の見直しについて

70～74歳の高齢受給者の方の医療機関でお支払いいただく窓口負担が変わります。

平成18年の制度改正により、高齢受給者の窓口負担を平成20年４月より１割から２割に見直されることとされていましたが、平成20年４月から平成21年３月までの１年間、窓口負担を１割に据え置くものです。

該当する方には新しい高齢受給者証を３月下旬にお送りします。

※３割負担の方は変更ありませんのでそのままお使いください。

該当する方には、３月下旬に、被保険者証・高齢受給者証をお送りします

①　４月から退職被保険者証から一般被保険者証に被保険者証が変更になる方
→被保険者証をお送りします。

②　①に該当する方で、高齢受給者証をお持ちの方
→被保険者証と高齢受給者証をあわせてお送りします。

③　現在窓口負担が１割の高齢受給者証をお持ちの方
→高齢受給者証をお送りします。

④　現在窓口負担が１割の高齢受給者証をお持ちの方で、①にも該当している方
→被保険者証と高齢受給者証をあわせてお送りします。

◆問い合わせ先
市民課　国保年金係
（☎内線１２５～１２７）

学国民健康保険証の更新手続きについて

就学のために本宮市から離れて居住している学生の方に対し、家族とは別に交付している学国民健康保険証の有効期限が３月31日までになっています。

進学や進級、卒業などの事由により、それぞれ次の手続きが必要となりますので、国保年金係、または白沢総合支所住民生活課まで必ず届け出てください。

●進学などにより初めて交付を希望される方

就学のため他の市区町村に居住する方は、交付手続きをしてください。

・在学証明書または合格通知書（コピーでも可）、国民健康保険証、印鑑をお持ちください。

※あらかじめ住所の変更（転出届）が必要です。

●進級により更新を希望される方

更新の手続きをしてください。

・新学年の在学証明書、すでに交付されている学保険証、印鑑をお持ちください。

●卒業により本宮市に再転入される方

終了の手続きをしてください。卒業の時点で学の資格を喪失することになります。

・学保険証、印鑑をお持ちください。

※再転入しない方で、就職により社会保険などに加入しない場合は、居住市区町村において、新たに国民健康保険に加入する手続きをとってください。

◆問い合わせ先
市民課　国保年金係（☎内線１２５～１２７）

年金だより

NENKINDAYORI

国民年金の学生納付特例の申請方法が変わります

学生の方を対象に、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

今回から、申請方法が変わりますのでお知らせします。

●昨年、学生納付特例を申請し決定になった方で、４月以降も在学期間のある方

社会保険事務所が在学予定期間を把握している方については、３月下旬までにハガキ形式の学生納付特例の申請書が送付されますので、必ず４月中に返送してください。

今回、申請書（ハガキ形式）が届いた方は、今まで申請の際に添付していただいていた在学証明書または学生証での確認は、不要となります。

【注意点】

在学する学校等が変わった場合や、生活保護法による生活扶助以外の扶助、もしくは失業等を事由とする学生納付特例の申請を行う場合は、この申請書（ハガキ形式）での申請はできませんので、市役所窓口に関係書類をお持ちいただき、申請をしてください。

※申請書（ハガキ形式）が届いた方には、国民年金の納付書は届きません。学生納付特例の申請を行わず、保険料を納付される場合は、社会保険事務所へ納付書発行の依頼をしていただくか、６月上旬までハガキを返信せずにお待ちいただくと、納付書が届きます。

●はじめて学生納付特例の申請を希望する方

申請書（ハガキ形式）は届きませんので、年金手帳と印かん、学生証または在学証明書をお持ちになり、市役所窓口または白沢総合支所窓口でお手続きください。

国民年金保険料がクレジットカードでお支払いただけます

平成20年２月から、国民年金保険料のクレジットカード支払いがはじまりました。
平成20年３月分保険料から、お取扱いが可能です。

ご利用いただけるクレジットカードは、右記マークがあるクレジットカードです。（一部対象とならないカードもありますので、詳しくは、カード発行会社へお問い合わせください。）

お支払方法は、次の３種類となります。

①　毎月支払い
→毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありません。

②　１年分支払い（前納）
→４月から翌年３月分までの保険料をまとめて４月末に立替。割引率は現金で１年分を前納いただく場合と同様です。

③　半年分支払い（前納）
→４月から９月分までの保険料を４月末に、10月から翌年３月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替。割引率は現金で半年分を前納いただく場合と同様です。

クレジットカードでの支払いは、「定額保険料」と「付加保険料込みの定額保険料」のみが可能となります。保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。

また、口座振替割引は適用されず、カード会社へのお支払回数は、１回払いのみとなります。（分割払いやリボ払い等はご利用いただけません。）

クレジットカード支払いをご希望の場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの社会保険事務所または市役所へご提出ください。申込用紙は、社会保険事務所、市役所に備え付けています。

お申し込み後、カード会社に確認を行い、ご利用いただけることが確認でき次第、カード支払い開始の通知が届きます。

◆問い合わせ先
東北福島社会保険事務所　国民年金第一課
☎０２４－５３４－０４２２
本宮市役所 市民課 国保年金係（☎内線１２７）